

## 学校施設開放使用における遵守事項

1. 使用団体の責任者は、使用許可時間中は当該団体の指導者が監督に当たること
2. 入退校は、原則として集団行動をとること
3. 常に善良なる使用者としての注意と責任をもって使用すること
4. 使用目的以外に使用しないこと
5. 運動用具などは各自持参すること
6. 常に安全に注意しながら行うこと。なお、予期しない災害、事故が考えられるので、スポーツ傷害保険等に加入し事故に備えておくこと
7. 指定された場所以外に立ち入らぬこと
8. 施設及び設備を破損したときは、直ちに学校及び地域教育課に報告し、原形に復すか弁償すること※破損が土日祝に発生した場合は、週明けに必ず連絡すること
9. 使用時における傷害や疾病については当該団体の責任において処理すること
10. 敷地内における喫煙は禁止（施設外においても近隣への配慮をすること）
11. 校内での飲酒や酒気帯びて使用しないこと。またジュースお菓子などの持込みも原則として禁止
12. 校内への危険物の持込をしないこと（リモコン飛行機、ゴルフ球打ち、花火等）
13. 使用に際して生じたゴミ等は、学校に残すことなく各自で処理すること
14. 周辺に迷惑をかけるような不必要な音声は慎むこと
15. 使用した施設等の後片付け、清掃を行うこと
16. この使用心得に違反した場合は使用の中止をさせることがある
17. 移動させた道具は元の場所に戻すこと
18. 施設管理者より許可された使用時間を厳守すること。（日・祝の昼間の開放については午前9時～午後5時まで、夜間は午後5時～午後10時までとする）